

みなべ町男女共同参画基本計画
～男女が共にキラリと光るまち みなべ町をめざして～

和歌山県みなべ町

男女共同参画社会の実現をめざして

少子高齢化の進展、産業・就業構造の変化、価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化している中で、誰もが性別にとらわれることなく、互いにその人権を尊重し合い、個性や能力を存分に発揮し、喜びも責任も共に分かち合っていくことができる男女共同参画社会の実現は、わが国にとっての重要課題として位置づけられ、その実現に向けては、国、地方公共団体がそれぞれの役割を果たしながら連携し、総合的に進めていくことが求められています。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、平成27年12月には「第4次 男女共同参画基本計画」が策定されています。

さらに、平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められています。

このような背景の中で、このたび、町行政が取り組むべき施策の方向を示す指針として「みなべ町男女共同参画基本計画」を策定しました。

町では今後この計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。しかしながら、男女共同参画社会の実現は、行政の取り組みだけでは実現は難しく、地域、職場、学校、家庭といったあらゆる場面で、みなさま一人ひとりのご理解やご協力が必要となりますのでよろしくお願いいたします。

みなべ町長 小 谷 芳 正

目 次

計画策定の趣旨	1
計画の推進及び推進体制	1
計画の期間	1
【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会に向けた意識づくり	2
基本施策1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	2
基本施策2 多様な選択を可能にする教育と学習の充実	2
基本施策3 国際社会の理解や地球環境問題への男女共同参画の推進	3
【基本目標Ⅱ】 男女共同参画ができる環境づくり	3
基本施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	4
基本施策2 職場における男女共同参画の促進	4
基本施策3 農林業、自営業における男女共同参画の促進	4
【基本目標Ⅲ】 健やかで安心して暮らせる生活づくり	5
基本施策1 仕事と家庭の両立支援	5
基本施策2 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	6
基本施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	6
基本施策4 生涯を通じた男女の健康支援	6

計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」の中で、男女共同参画社会の実現は21世紀の日本において最重要課題として位置づけられており、国・県・市町村がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めていくことが重要です。

男女共同参画社会の実現に向けて、町が取り組むべき具体的な目標と施策を明らかにし、男女共同参画社会の実現をめざして、町民一人ひとりがお互いを尊重しあい、心豊かな生活を送るためには、相手を思いやるやさしい心を持つことが必要であり、そのことがみんなの幸せにつながります。

男性や女性という性別に関係なく、一人ひとりが持っている個性を大切にしながら、パートナーを思いやり、家庭や地域、職場などさまざまな場面で、共に支え合い安心して暮らせるまちづくりをめざし、町では「みなべ町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざします。

計画の推進及び推進体制

男女共同参画社会の実現に向けては、役場内の総合的な推進体制の強化はもとより、町民一人ひとりの理解と協力が必要です。町民と行政がお互いに連携しながらまた、国や県をはじめ関係機関、団体との連携を取りながら進めてまいります。

計画の期間

平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

ただし、計画の進捗状況、社会情勢の変化を考慮し、必要に応じて見直しを行うものとします。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会（※注1）を実現するためには、あらゆる分野における制度や慣行を見直すとともに、町民の意識改革が必要です。

性別や世代にとらわれない男女の多様な活動イメージを社会に浸透させるためには、「男は仕事、女は家庭」に表されるように、性別によって適した役割や能力、活動する分野があり、それを分担し合うのが自然だとする固定的な性別役割分担意識をなくし、今までとは違う姿を積極的に発進していくことが大切です。

一人ひとりの意識改革、社会全体における機運の醸成を図るため、男女共同参画に関する調査、情報の収集の充実を図り、町民に向けた幅広い啓発活動を進めます。

基本施策

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革
- 2 多様な選択を可能にする教育と学習の充実
- 3 国際社会の理解や地球環境問題への男女共同参画の推進

※（注1）男女共同参画社会とは、

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

基本施策1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革

男女がともに自立した人間として、社会のあらゆる分野に参画し、自分の持っている力を発揮することは、住み良い社会を形成していくために欠くことのできないことです。

固定的な性別役割分担意識が根強くあることが、女性の社会参加や能力開発を拒み、また、男性の家庭や地域への参画を制限しています。

社会を支える一人としての自覚と責任を持ち「男は仕事」「女は家庭」などといった今までの社会習慣の見直しを進めなければなりません。

◆施策の方向◆

- (1) 意識調査・実態調査の実施
- (2) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (3) 意識改革のための啓発講座や講演会等の開催

基本施策2 多様な選択を可能にする教育と学習の充実

男女の人権が尊重された社会づくりに向け、町民一人ひとりが男女平等意識を持つことが重要です。そのためには、生涯を通じてさまざまな場・機会に応じた教育・啓発が求められます。特に人格の基礎となる幼児教育や学校教育は、男女平等意識を醸成するうえで大きな影響力があると考えられます。無意識のうちに「男だから」「女だから」など性別による固定的な教育を行うことなく、性別よりも個々の

適正や能力を尊重した教育を進める必要があります。

子どもが「男らしく」「女らしく」ではなく、自分らしく生きることができるよう、学校教育と平行して、子育て期の親に対する啓発に取り組み、意識の向上を図ります。

◆施策の方向◆

- (1) 家庭・地域・学校における教育と学習の促進
- (2) 女性リーダーの養成
- (3) 企業や行政関係職員の研修機会の充実

基本施策3 国際社会の理解や地球環境問題への男女共同参画の推進

国際的視野をもって国際交流を進めるためには、お互いを人種や国籍などによらず、個人として尊重すること、そして異なる文化や多様な価値観を認め、尊重する姿勢を持つことが大切です。

国際的な問題への理解を深め視野を広めるために、国際交流に関する情報提供や国際化に対応したまちづくりを推進していくことが必要です。

また、現在の豊かで便利な生活は、資源やエネルギーなどを大量消費することで地球環境に大きな負荷をかけてきました。この問題は町だけでなく、地球環境問題として今後取り組んでいかなければなりません。そのため、今までの大量生産・大量消費・大量廃棄などのライフスタイルの見直しや環境教育等、環境分野においても男女が共に協力しながら取り組む必要があります。

◆施策の方向◆

- (1) 国際社会への理解と国際交流の推進
- (2) 環境教育・環境保全活動の推進

基本目標Ⅱ 男女共同参画ができる環境づくり

働くことは、一人の人間として自らの能力を開花させ、経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利の一つといえます。

近年、女性の就労希望者が増加しており、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正など、男女が共に働くための法的な整備も進んできました。しかしながら、職場での男女間の格差はまだ残っています。

また、家庭での役割を性別で固定的に決めてしまう意識があると、女性は働くことに加えてさらに家事、育児、介護も担わなければならないなど、多くの負担を抱えてしまうこととなります。

その結果、本人の希望どおりの働きができなかったり、仕事をやめざるを得なくなったりする場合があります。働く意欲のある男女が、それぞれの能力を充分発揮し活躍するためには、仕事と家事、育児、介護等を無理なくこなせるような相互理解と男女の共同参画が必要です。

そのため、職場、家庭、地域におけるあらゆる機会、一人ひとりが主体とな

って、男女平等の意識づくりを進めるとともに、働く男女への社会的な支援が強く求められています。

基本施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 2 職場における男女共同参画の促進
- 3 農林業、自営業における男女共同参画の促進

基本施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

社会的方針決定の場を含め、あらゆる分野に女性が参画することは、調和と均衡のとれた社会を築く原点です。しかし、身近な地域活動等では、実際の活動は女性が担い、役職は男性が担うという事例が多く見られます。また、審議会等への女性委員の登用率は、まだまだ低い状態にあります。

町の人口の過半数を占める女性が、政策方針決定過程にほとんど関わっていないという現状は、とても男女平等社会とは言い難いものがあり、今後、魅力あるまちづくりを展開していくうえで、女性の意見を町政に反映していく必要があります。

町の審議会や委員会への女性の参画を積極的に推進していくためには、登用方法や制度の見直しなどを進めるとともに、人材の育成が急務であり、女性の能力を発揮できる条件整備が必要です。

◆施策の方向◆

- (1) 各種審議会委員等への女性の参画促進
- (2) 女性職員の職域拡大及び管理職への登用

基本施策2 職場における男女共同参画の促進

雇用分野において、男女が均等な機会を有し、意欲と能力に応じた待遇を受けるためには、職場慣行における男女格差や性別役割分担意識の解消、女性の職業意識や能力の向上と積極的活用への取り組みが必要とされています。

また、少子高齢化社会により今後予想される労働力不足等において、女性への期待が高まる中で、女性が働くための支援と働き続けるための職場環境整備が必要です。

◆施策の方向◆

- (1) 男女平等意識の浸透
- (2) 男女の均等な雇用機会と待遇の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止の意識啓発の促進
- (4) 育児・介護休暇制度の充実

基本施策3 農林業、自営業における男女共同参画の促進

農林業や自営業は、家族を中心とした経営形態が多く、仕事と生活が密接につながっているため、労働時間が長く休日等も不規則になりがちであるといわれています。

さらに、女性は家事・育児・介護等でも中心的な役割を果たしており、仕事・家庭の両面で過重な負担の状態にあります。

このようなことから、女性が無理なく仕事と家庭を両立できるよう、労働報酬や労働時間、経営上の役割分担、家事・育児等の分担を取り決める「家族経営協定の締結」を進めていくこともひとつの方法と考えます。

また、生産組織や組合の委員・役員として方針を決定する場への女性の参画は、依然として少ないように思われることから、男性の意識改革と共に、意思決定過程への女性の参画を積極的に進めていく必要があります。

◆施策の方向◆

- (1) 女性の労働条件の改善
- (2) 家族経営協定（※注2）の締結促進

※（注2）家族経営協定とは

農業等の経営を担っている家族のみんなが話し合っ、経営の方針、労働報酬、休日・労働時間等について文書で取り決めることをいいます。

基本目標Ⅲ 健やかで安心して暮らせる生活づくり

男女が生涯を通じて健康で過ごすには、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合、互いに思いやりをもって生きていくことが重要です。

女性に対する暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な問題です。そのため、根絶に向け認識を深める啓発活動を行うとともに、相談窓口の充実や関係機関との連携による効果的な被害者支援など、早急に対応する必要があります。

とりわけ、女性は妊娠や出産というライフサイクルを通じて、男性と異なる健康上の問題に直面するため、正しい知識と情報を入手し、理解を深め、健康を享受できるような取り組みが必要です。

また、高齢者、障害者及び外国人についても、地域社会を構成する一員として、まちづくりなどへの社会参画の機会を拡大していく取り組みも必要です。

基本施策

- 1 仕事と家庭の両立支援
- 2 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 3 あらゆる暴力の根絶
- 4 生涯を通じた男女の健康支援

基本施策1 仕事と家庭の両立支援

人間性豊かな生活を実現するためには、家庭の責任を男女で共同分担し、職業生活との両立を図っていかねばなりません。

そのためには、保育・介護などの福祉施設サービスの充実を図るとともに、男性

の家庭参画を進め、固定的な性別役割分担意識を変えていくことや、地域社会全体での子育て支援も必要です。

◆施策の方向◆

- (1) 育児・介護休暇制度の活用
- (2) ひとり親家庭の生活安定と自立の促進
- (3) 子育て支援対策の充実
- (4) 家庭生活における男女共同参画の促進

基本施策2 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

高齢化が進む今日、介護の問題が家庭や地域において深刻なものとなってきており、平成12年に介護の負担を要介護者の家族に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が開始されました。

これにより介護は家族、特に「妻」や「嫁」が行うという考えに変化が出てきましたが、依然として「介護」が女性に大きな負担となっています。一部の家族や女性に介護の負担が集中しないように、高齢者や障害者のための支援体制や福祉サービスの整備充実が必要です。

また、高齢者が社会を支える重要な一員として、意欲や能力に応じて積極的に社会参画をしていくことも大切です。年齢や障害の有無にかかわらず、男女が健やかで安心して暮らせるような機会の提供と支援に努めます。

◆施策の方向◆

- (1) 高齢者等が安心して生活できる介護体制の整備
- (2) 高齢者等の社会参画の推進と雇用の整備

基本施策3 あらゆる暴力の根絶

パートナーに対する身体的・性的、あるいは心理的による暴力は、人権を侵害するものであり、人間として許されるべきものではありません。

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント、性犯罪など広い意味での暴力を許さない社会の環境づくりが必要です。

また、情報社会の進展に伴い、メディアがもたらす情報が人々の意識に大きく影響を及ぼしています。役場や公的機関で発行、制作する刊行物や広報誌において、「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」などの性別による固定的観念にとらわれない表現をすることが必要です。

◆施策の方向◆

- (1) 暴力のない社会環境づくり
- (2) 被害者の救済と支援づくり
- (3) 性差別につながらない表現の推進

基本施策4 生涯を通じた男女の健康支援

心身ともに健全な子どもを育てるには、母親自身が自己の健康を保持し、増進していくことが大切であるとともに、妊娠・出産・育児に至る一貫した指導が必要と

なります。

また、病気に対する予防・相談や受診しやすい健康診査体制の充実、さらには心の健康づくりなど、すべての男女が心身の健康と性に関する正しい知識を持ち、自分の健康を維持していくための総合的な健康対策の推進が求められています。

◆施策の方向◆

- (1) 生涯を通じた健康づくり
- (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実